



I. 接触確認アプリを巡る動向及び個人情報保護委員会の考え方  
II. 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

2020年  
5月28日号

## I. 接触確認アプリを巡る動向及び個人情報保護委員会の考え方

執筆者: 松本 絢子、福島 惇央

※ 本稿は、2020年5月27日までに入手した情報に基づいて執筆しております。

世界中で、新型コロナウイルス感染症対策として、いわゆるロックダウンによる全面的な外出抑制が求められてきた。日本でも、緊急事態宣言が全国規模で発令され、広く外出自粛が要請される事態となった。しかし、これらの外出抑制が経済に与える負の影響は大きく、今後は段階的に経済活動を再開させつつ、感染爆発の第二波を回避することが各国の課題となっている。このような状況下で、日本でも、ITを活用して、国民の行動変容を積極的に促すとともに、感染症対策や感染状況等の把握を行うツールとして、接触確認アプリの導入が検討されている<sup>1</sup>。この接触確認アプリを巡る動向及び2020年5月1日に公表された個人情報保護委員会の本アプリに関する考え方を踏まえた個人情報保護法上の留意点を以下で概説する。

### 1. 接触確認アプリを巡る動向

感染経路を特定し感染拡大を防止するために、世界各国で接触確認アプリ等の導入やその検討がなされている。その中で、位置情報等を用いて感染者の追跡や濃厚接触者の特定等を行うことが有用であると考えられるが、他方で、非常事態であり、感染症対策という公益的な側面もあるとはいえ、センシティブ情報の不適正な利用や政府による行動監視につながるのではないかと、個人情報やプライバシー侵害の懸念が生じるという議論がなされている。国・地域によって考え方が分かれるところであるが、いかに感染症対策という公益的な要請と個人の権利利益の確保のバランスをとるかが重要となる。

シンガポールでは、世界に先駆け、保健省及び政府テクノロジー局により、位置情報を使用せず、原則として携帯端末上に近距

<sup>1</sup> 第1回接触確認アプリに関する有識者検討会合(2020年5月9日開催)の資料1「[接触確認アプリに関する有識者検討会合について](#)」参照。本稿で紹介する接触確認アプリは、コンタクトトレーシングアプリ、接触追跡アプリ、暴露通知アプリ等とも呼ばれる。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

離無線規格 Bluetooth を介して取得した接触情報が蓄積される「[TraceTogether](#)」というアプリが開発、導入されて話題となった。

- ① 携帯端末でアプリをダウンロードしたユーザーが、アプリ内で電話番号を入力すると、この電話番号に紐付けられる形で匿名 ID が割り当てられる。
- ② ユーザーが Bluetooth を ON にした状態で、一定の時間、一定の距離で他のユーザーと接触すると、匿名 ID が携帯端末間で交換され、接触情報として携帯端末上に保存される。
- ③ 原則として、携帯端末上に保存された接触情報は、21 日間経過すると自動的に削除される。
- ④ 新型コロナウイルス感染症への感染が確認されたユーザーは、自分の匿名 ID と携帯端末に保存された接触情報を、保健省が管理する中央サーバに送る。
- ⑤ 中央サーバでは、受信した接触情報から、濃厚接触者となる他のユーザーの電話番号を特定し、当該他のユーザーに対して、濃厚接触者となったことを通知する。

これは、位置情報を用いて移動経路を追跡しなくても、他のユーザーとの接触時に携帯端末間で匿名 ID を交換することで接触情報を得られることや、匿名 ID が暗号化されており中央サーバに送られない限り解読不可能とされていること、携帯端末上に保存された接触情報は新型コロナウイルス感染症への感染が確認されない限り中央サーバには送られず、一定期間経過後に自動的に削除されることといった点で、プライバシーに配慮された画期的な仕組みであった。しかし、保健省が管理する中央サーバにおいては感染が確認されたユーザーから送られてきた情報から感染者及び濃厚接触者の電話番号を特定できることや、あまり外出しない人が濃厚接触者として通知を受けると事実上感染者を特定できてしまうこと等、プライバシー上の懸念が完全に払拭されたわけではない。

その後、TraceTogether に着想を得て、さらにプライバシーに配慮した仕組みも考案されている。具体的には、①中央サーバ上で接触情報と濃厚接触者の匿名 ID をマッチングするにとどめるタイプ(以下、「非特定中央サーバ型」という。)や、②各携帯端末上で接触情報と感染を報告したユーザーの匿名 ID をマッチングするタイプ(以下、「分散型」という。)が存在する。TraceTogether と非特定中央サーバ型はいずれも中央サーバに接触情報が送信され、そこでマッチングすることが想定されているが、大きな違いは、前者の匿名 ID がユーザーの電話番号に紐付いていて、中央サーバにおいて接触情報を受領した際にユーザーの電話番号と照合するのに対し、後者の ID はそのようなユーザー情報に紐付いていないことにある。

EU でも、このような技術動向を前提に、接触確認アプリが GDPR や e-Privacy 指令を遵守するための[ガイドンス](#)やベストプラクティスを紹介する [Toolbox](#) 等が公表されている。

日本では、新型コロナウイルス感染症対策テックチームや民間事業者等の協力も得ながら、公衆衛生当局たる厚生労働省が主体となって開発・運営する接触確認アプリの導入が検討されている。現時点では、複数のアプリが発行されることによる国民の混乱等を避けるため、厚生労働省からのアプリのみを発行するものとし、分散型を前提に、Google と Apple の共同開発する API を利用することが想定されている。

2020 年 5 月 26 日、接触確認アプリに関する有識者検討会合により「[『接触確認アプリ及び関連システム仕様書』に対するプライバシー及びセキュリティ上の評価及びシステム運用留意事項](#)」(以下、「本評価書」という。)が公表された。今後、接触確認アプリの機能が大幅に変更される場合には改めて当該変更に係る仕様書について検討が行われるべき必要であるとされているが、同日付けで公表された「[接触確認アプリ及び関連システム仕様書](#)」(以下、「本仕様書」という。)を対象として、主にプライバシー及びセキュリティの観点からのリスク分析及び評価を行い、接触確認アプリの運営者たる厚生労働省及びその業務委託先である民間事業者が留意すべき点をまとめたものとなっている。

そして、この接触確認アプリは、国の新型コロナウイルス感染者等把握・管理システム(仮称)と連携させ、濃厚接触者自ら当該システムに登録することで健康観察の円滑な遂行につなげることを目的の一つとしている<sup>2</sup>。接触確認アプリに関する個人情報保護法上の論点を検討する際には、当該システムとの連携についても配慮する必要がある。なお、当該システムについては本評価書の対象とはされていない。

<sup>2</sup> 新型コロナウイルス感染症対策テックチーム事務局作成「[接触確認アプリの導入に向けた取組について\(2020 年 5 月 8 日\)](#)」参照。

## 2. 個人情報保護法上の論点及び個人情報保護委員会の考え方について

### (1) 個人情報保護委員会の考え方について

2020年5月1日、個人情報保護委員会は、接触確認アプリについて、「[新型コロナウイルス感染症対策としてコンタクトトレーシングアプリを活用するための個人情報保護委員会の考え方について](#)」を公表した。ここでは、以下のような視点が示されている。

(1) これらのアプリは、利用者の PCR 検査結果や、当該利用者の行動履歴(他人との接触履歴)といった、扱いを誤れば当該利用者の権利利益を大きく侵害しかねない情報を取り扱うシステムであることから、適切な設計と運用が求められる。利用者の権利利益を適切に保護しつつ、これらのアプリによるデータの利活用を図っていくためには、これらのアプリの利用は、個人に十分かつ具体的な内容の情報を伝えた上で、当該個人の任意の判断(同意)により行われるべきである。また、これらのアプリは、多数の利用者を得ることにより十分な効果が期待されるという特性があるため、利用者を拡大し有益なアプリとして機能させるためには、アプリに関与する事業者が、国や地方公共団体とも連携し、アプリ運用の透明性の確保や適切な安全管理措置の実施により利用者の信頼を得ていくことが必要不可欠である。

(2) 他の国・地域において先行して導入され、又は検討されているアプリや、わが国において先行的に開発が進められているアプリの例を踏まえると、アプリに関与する事業者が取得する情報が個人情報保護法に規定する個人情報に当たらないものが多いと考えられるものの、その場合においても当該事業者の保有する他の情報との関係によっては個人情報となる可能性もあることから、アプリごと、事業者ごとに具体的に検討した上で、個人情報保護法など関係法令に則った適切な運用が求められる。

(3) アプリに関与する事業者が個人情報取扱事業者である場合、個人情報保護法の規定の遵守の観点から、特に次の事項について留意することが重要である。また、アプリ運用の透明性を確保し、利用者の信頼を得るためには、これらの事項を公表することが望ましい。

- ① 取得する個人情報の利用目的をできる限り具体的に特定し、利用者にわかりやすく明示した上で、要配慮個人情報の取得や、個人データの第三者への提供のための本人同意を取得しているか。  
(例) 感染症対策全体の仕組みの中でのアプリの位置づけ、感染症対策のため個人データを取得する旨、データ項目ごとの利用目的や利用方法、データの第三者提供先とその理由、提供先第三者での利用目的や利用方法など
- ② 利用目的との関係で必要のないデータを取得したり、必要のない第三者に提供したりしていないか。
- ③ 取得したデータを利用する必要がなくなったときは、当該データを遅滞なく消去することとなっているか。  
(例) 濃厚接触履歴データの保存期間は、疫学上の観点を踏まえた適切な長さに設定され、当該期間が経過したら確実に消去されることとなっているか。
- ④ データの安全管理措置や従業者・委託先の監督は適切に行われているか。
- ⑤ 利用者の問い合わせや苦情を受け付ける体制をとっているか。

### (2) 個人情報保護法等における留意点

アプリ関与事業者が取得・利用する情報が個人情報に該当する場合には、個人情報保護法や行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下、「行政機関個人情報保護法」という。)等の適用を受ける。

個人情報保護法上、「個人情報」とは、①生存する個人に関する情報であつて、②(i)当該情報に含まれる氏名や生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)又は(ii)個人識別符号が含まれるものをいう(個人情報保護法 2 条 1 項)。

アプリ関与事業者が個人情報取扱事業者(同法 2 条 5 項)に該当する場合には、アプリ関与事業者は、個人情報の取得に際して利用目的を通知・公表する義務(同法 18 条 1 項)や個人データに安全管理措置を施す義務(同法 20 条)等が課されるほか、個人データの第三者提供に関する措置等(同法 23 条ないし 26 条)を講じる必要がある。

また、「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に



対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報という(同法 2 条 3 項)。

アプリ関与事業者が個人情報取扱事業者に該当する場合には、アプリ関与事業者は、原則として、要配慮個人情報の取得時に本人の同意を得る必要があるほか(同法 17 条 2 項)、要配慮個人情報をオプトアウト方式により第三者提供を行うことはできない(同法 23 条 2 項)。

アプリ関与事業者が行政機関である場合には、例えば、「個人情報」の要件として、照合の容易性は求められていないこと(行政機関個人情報保護法 2 条 2 項 1 号)、個人情報の保有に当たっては、利用目的の特定に加え、法令の定める所掌事務遂行のための必要性が求められること(同法 3 条 1 項)、安全管理措置や第三者提供制限等の規律対象は、個人情報ファイルを構成していない散在情報を含む「保有個人情報」であること(同法 6 条 1 項、8 条 2 項)等の点で取扱いが異なる。アプリ関与事業者が民間事業者であっても、行政機関から個人情報の取扱いの委託を受けた事業者が受託した業務を行う場合についても、行政機関個人情報保護法上の安全管理措置を講じる義務が準用されている点には留意が必要である(同法 6 条 2 項)。

個人情報や要配慮個人情報に該当するか、個人情報保護法等の関係法令上どのような措置をとる必要があるかを判断するためには、接触確認アプリにおいて、どのような情報をユーザーから取得し、中央サーバに送信・処理し、連携する民間事業者その他の第三者やシステムに提供・利用するかといったプロセスや関与者ごとの分析的な検討が必要となる。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置に関する個人情報保護法上の留意点については、[当事務所個人情報保護・データ保護規制ニューズレター「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置を講じる際の個人情報保護法上の留意点」\(2020 年 4 月 8 日号\)](#)も参照されたい。

もっとも、アプリ関与事業者が取得・利用する情報が個人情報には該当せず、個人情報保護法の規制が適用されない場合であっても、取り扱う情報のセンシティブ性や、多くのユーザーに活用されてこそ実効性を発揮するという接触確認アプリの特性等を踏まえ、プライバシーに十分配慮し、広く国民に対して必要十分かつ具体的で分かりやすい説明を行うことにより個人の理解と信頼を得て早期に利用率を高めることが極めて重要になる。

本評価書においても、サービスの利用開始及び陽性者登録等の重要な局面において、ユーザーの同意を取得することを原則とすると共に、情報のライフサイクル(取得、保管、利用、移転、削除)の各過程において、プライバシーに対する十分な配慮がなされる必要があると指摘したうえで、本仕様書を前提とした接触確認アプリは、そうした配慮が十分になされているものと考えられるが、一定の事項については運用にあたって留意する必要があるとしている。

### 3. おわりに

接触確認アプリは、段階的に経済活動を再開させつつ次の感染爆発を回避するための、有効な手段の一つと考えられる。日本でも、全国的に緊急事態宣言が解除され、今後感染爆発の第二波を回避するためには、6 月中旬のリリースを目指している<sup>3</sup>厚生労働省による接触確認アプリや、国の新型コロナウイルス感染者等把握・管理システム(仮称)との連携等により、感染状況の適切な把握や国民の行動変容等の対策の実効性を確保することが重要になってくると思われる。

接触確認アプリが十分な効果を発揮するためには、その国・地域の人口の高い割合がアプリを利用する必要があり、普及率 6 割が目安とも言われているが、各国ともまだまだ十分に普及していないのが実情のようである。ユーザーのプライバシーに配慮されたシステムを構築することは、運用の適法性を確保するだけでなく、利用者の信頼を獲得して接触確認アプリが効果を発揮するために重要であり、政府による十分な情報提供と利用促進の働きかけにより接触確認アプリが十分に普及し実効性が高まることを期待したい。

<sup>3</sup> <https://www.nikkei.com/article/DGXMZ059566140W0A520C2EAF000/>



まつもと あやこ  
**松本 絢子**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[a\\_matsumoto@jurists.co.jp](mailto:a_matsumoto@jurists.co.jp)

2005年弁護士登録、2013年ニューヨーク州弁護士登録。2012年ノースウェスタン大学ロースクール卒業(LL.M.)後、2012-2013年ニューヨークの米国三菱商事会社および北米三菱商事会社に出向。国内外のM&Aや企業組織再編のほか、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、情報管理、ブランド戦略、保険等に関連する企業法務一般を幅広く扱う。情報管理関連では、個人情報や営業秘密、知財、インサイダー取引規制等に関する法律問題や、AI・クラウドに絡む法律問題等についてアドバイスを提供している。情報法制学会会員。



ふくしま あつなか  
**福島 惇央**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[a\\_fukushima@jurists.co.jp](mailto:a_fukushima@jurists.co.jp)

2019年弁護士登録。2018年東京大学法学部卒業。WTO紛争解決手続等の国際通商法業務、企業結合規制への対応等の独占禁止法/競争法業務、先端技術の法的論点調査等のデータ保護法業務等、幅広く担当する。

## Ⅱ. 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

執筆者: 岩瀬 ひとみ、松本 絢子、石川 智也、河合 優子、村田 知信

### 1. 日本

#### ・ 新型コロナウイルス感染症関連(目的外利用・第三者提供)

2020年4月2日、個人情報保護委員会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的として個人データを取り扱う機会が増えていることを踏まえ、「[新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした個人データの取扱いについて](#)」を公表した(5月15日に一部改正)。保有する個人データについて、本人の同意を得ることなく目的外利用や第三者提供が許される場合として、法令に基づく場合(同法16条3項1号、23条1項1号)のほか、次の2つを紹介している。

- ① 国の機関等からの情報提供の要請が、当該機関等が所掌する法令の定める事務の実施のために行われるものであり、個人情報取扱事業者が協力しなければ当該事務の適切な遂行に支障が生ずるおそれがあり、かつ、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合(同法16条3項4号、23条1項4号)
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合や、公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難である場合(同法16条3項2号及び3号、23条1項2号及び3号)

また、その別紙では、同委員会の個人情報保護法ダイヤルに多く寄せられている質問として、社員に新型コロナウイルス感染者と濃厚接触者が出た場合に社内公表する際の注意点や、取引先・保健所への情報提供の可否について、回答が示されている。

#### ・ 新型コロナウイルス感染症関連(医療機関における取扱い)

2020年4月28日、個人情報保護委員会は「[新型コロナウイルス感染症に係る医療機関間での個人情報の共有の際の個人情報保護法の取扱いについて](#)」を公表した。患者の転院に伴って医療機関間で個人情報の提供が行われる場合、一定の場合には同意を得る必要がないこと、また、同意が必要な場合であっても、院内掲示等により「黙示の同意」が得られていると考えられることや、同意を得る方法としては口頭や電話で同意を得て診療録等に記録する方法も認められていることが示されている。

#### ・ 新型コロナウイルス感染症関連(コンタクトトレーシングアプリ)

2020年5月1日、個人情報保護委員会は「[新型コロナウイルス感染症対策としてコンタクトトレーシングアプリを活用するための個人情報保護委員会の考え方について](#)」を公表した。アプリに関与する事業者に対して、アプリ運用の透明性の確保や適切な安全管理措置の実施、個人情報保護法の規定の遵守などを求めている。詳細は本ニューズレターのIを参照されたい。

### 2. 米国

2020年3月26日、コロンビア特別区(ワシントン DC)における[データ侵害通知法の改正法](#)が成立した。連邦議会のレビュー期間が終了し公布された後、施行される見込みである。

- ・ 侵害通知の対象となる「個人情報」の定義を拡大し、納税者番号、パスポート番号といった政府機関発行の番号や、医療情報、バイオメトリックデータ等(これらと名前その他の個人特定識別子との組合せや、なりすましを可能とするような組合せ等)や、ユーザーネーム又はメールアドレスとパスワード、セキュリティの質問・回答等の組合せ等が含まれることとなった。
- ・ 影響を受けたコロンビア特別区の住民に対する通知に記載すべき事項(データ侵害の対象となった個人情報の概要等)に関する規定が追加された。

- ・ 50 名以上のコロンビア特別区の住民に影響のあるデータ侵害が発生した場合には、当該住民に対する通知を行うまでに、司法長官に対して書面通知を行う義務が定められた。
- ・ 一定の場合(事業者が合理的な調査及び司法長官等との協議を行い、データ主体に対する弊害が生じない見込みであると合理的に判断した場合等)に通知義務等を負わない旨が定められた。
- ・ 上記のデータ侵害通知関連の改正に加えて、社会保障番号又は納税者番号のデータ侵害が生じた場合に、18 か月間以上、影響を受けた住民に対してなりすまし防止措置を提供する義務や、より一般的なデータ保護義務として、対象事業者(コロンビア特別区の住民の個人情報を取り扱う事業者)に対する一定のデータ保護義務(合理的なセキュリティ措置を実施・維持する義務)のほか、第三者サービスプロバイダを利用する場合は、当該サービスプロバイダとの間の契約書上、当該サービスプロバイダにおいて同様のセキュリティ措置を実施・維持することを定めること等も定められた。

### 3. 欧州

- ・ 欧州データ保護評議会(EDPB)による新型コロナウイルスに関連する文書の公表

欧州データ保護評議会(EDPB)は、新型コロナウイルスに関連する文書として、以下の 3 つの文書を公表した。

- ① 2020 年 4 月 14 日: 欧州委員会の新型コロナウイルスのパンデミックへの対応をサポートするアプリに関するガイダンスのドラフトに対する助言としての[レター](#)
- ② 2020 年 4 月 21 日: 新型コロナウイルスの流行の文脈における科学的調査を目的とした健康関連情報の処理に関する[ガイドライン](#)
- ③ 2020 年 4 月 21 日: 新型コロナウイルスの流行の文脈における位置情報及び接触追跡ツールの使用に関する[ガイドライン](#)

日本でも感染拡大防止を目的とした接触確認アプリ等の議論がなされているところ、これらの文書に表れている厳格な個人データ保護の考え方は、日本での議論においても参考となるところがあるのではないかと考えられる。

- ・ フランスのデータ保護当局(CNIL)による従業員管理のためのデータ処理に関するガイドラインの公表

フランスのデータ保護当局(CNIL)は、2020 年 4 月 15 日、従業員管理のためのデータ処理に関する新しい[ガイドライン](#)を公表した。特に、フランスに現地拠点のある企業においては、現地拠点の従業員の個人データについて、ガイドラインに抵触するデータ処理が行われていないか、確認が必須であるものと思われる。

例えば、従業員や求職者の個人データについて、原則として同意に依拠して個人データを処理できない旨が示されるとともに、いかなる場合にいかなる適法性根拠(契約締結の履行、法的義務、正当な利益)に依拠すべきかが具体的に示されている。また、人事業務において収集可能な情報、データ処理毎の保管期間の具体的な年数、セキュリティ確保の具体的な方法などが示されている。さらに、データ保護影響評価(DPIA)が必要となる例(アルゴリズムを用いた採用活動等)が示されていることも特筆すべきである。どのような場合に DPIA が必要かは国毎にそのリストが異なり得るが、他の EU 加盟国においても労務分野でのデータ処理について DPIA が必要となる可能性があることには注意が必要である。

- ・ フランスでの忘れられる権利に関する判決

2019 年 9 月 24 日、欧州司法裁判所は、Google に対して、ある情報について「忘れられる権利」が行使された場合(旧データ保護指令 14 条、GDPR 17 条)、全ての EU 加盟国内の検索結果から当該情報へのリンクに対するアクセスを防ぐ措置(本措置)を講じる必要がある一方で、EU 加盟国外の検索結果についてそのような措置を講じる必要はない旨の[判決](#)を下した。これを受けて、2020 年 3 月 27 日、フランス高等行政裁判所は、フランスデータ保護当局(CNIL)が Google に対して、世界中で利用可能なすべてのバージョンの Google 検索エンジンについて本措置を採るように命じたことは違法であった旨が判示された。

- ・ アイルランドのデータ保護当局によるクッキーの処理に関する指針の公表

2020 年 4 月 6 日、アイルランドのデータ保護委員会(Data Protection Commission (DPA))は、[クッキー及びその他の追跡](#)

[技術に関する指針](#)を公表した。同指針は、クッキー及びその他の追跡技術を利用する際に義務付けられる同意取得について、適法な実施方法を明確化するものであり、GDPR 対応を目的としてクッキー等への同意のためのポップアップ表示を実装するに当たって大いに参考になると思われる。なお、EU 加盟国各国においては、クッキー等の処理に関連して制裁金や警告を発出する事例が現れており、少なくとも欧州の現地拠点が運営するウェブサイトについては、適切なポップアップ表示の設置が急務となっている。

主な内容は以下のとおりである。

- ① 同意が不要な場合<sup>4</sup>を除き、クッキー等の利用に関する同意を取得するまでは、利用者のデバイスにクッキー等を読み込ませてはならない(「ゼロロード」クッキーのみが許容される)。
- ② ウェブサイトをスクロールしたり通常の閲覧行為の過程でクリックしたりする行為や、ブラウザの設定から「黙示の同意」を取得したとみなすことは、適法な同意取得とはいえない。
- ③ 同意取得のためのバナーにおいては、「同意する」の選択肢を、「全て拒否」又は「クッキー等の設定の変更」の選択肢よりも強調して表示してはならない。
- ④ あらかじめ「同意する」にチェックがなされたチェックボックスを用いる方式は、適法な同意取得とはいえない。
- ⑤ 全ての利用目的について同意するか、さもなければ全て不同意とするかを選択させる方式は、適法な同意取得とはいえず、個々の利用目的毎に同意と不同意を選択できなければならない。
- ⑥ 同意取得の際、同意を事後的に撤回する方法について説明しなければならない。
- ⑦ GDPR 上の透明性確保に関する各種規定が適用され、同意取得の際にはクッキー等の利用目的を明確に説明しなければならない。
- ⑧ クッキー等の利用に対する同意の有効期間は6か月以内とすることが適切であり、その後は同意を再取得すべきである。
- ⑨ クッキー等の利用を拒否したことにより、当該ウェブサイトの特定の機能に影響が出ること以上の不利益を、利用者が被るべきではない。
- ⑩ クッキー等を利用して異なるデータセット間でデータの組み合わせや相互参照を含む処理を行う場合、当該処理が個人のプロファイリングや行動分析に利用される場合には、データ保護影響評価(DPIA)が必要となる。

## 4. タイ

2020年5月27日から全面施行される予定だった個人情報保護法について、新型コロナウイルス感染症の世界的流行等を原因として、同年5月19日付けで、その一部の施行を2021年5月31日まで延期する旨の布告が閣議承認された。延期対象となる同法の条項と対象業種は限定列举されているが、その範囲は広範であり、全面的な施行延期と言い得るものとなっている。特に、データ管理者の義務に関する Chapter II 及びデータ主体の権利に関する Chapter III が延期対象に含まれており、事業者として遵守すべき事項を規定した条項は基本的に全て適用が延期されることになる。

<sup>4</sup> (i)専らコミュニケーション目的でクッキー等を利用する場合、及び(ii)利用者が明確に求める特定のサービスを提供するためにクッキー等の使用が必要不可欠である場合。





いわせ  
**岩瀬 ひとみ**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[h\\_iwase@jurists.co.jp](mailto:h_iwase@jurists.co.jp)

1997年弁護士登録、2004年ニューヨーク州弁護士登録。1994年早稲田大学法学部卒業、2003年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。知財/IT 関連の各種取引や争訟(特許関連訴訟、商標関連訴訟、システム関連紛争等)を主に扱う。IT 分野では、国内・外国が絡む、様々な局面における個人情報・データ関連の規制その他の問題や、クラウド、AI、IoT 等新しい技術を用いたビジネスに絡む各種法律問題についてアドバイスをを行う。



まつもと あやこ  
**松本 絢子**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[a\\_matsumoto@jurists.co.jp](mailto:a_matsumoto@jurists.co.jp)

2005年弁護士登録、2013年ニューヨーク州弁護士登録。2012年ノースウェスタン大学ロースクール卒業(LL.M.)後、2012-2013年ニューヨークの米国三菱商事会社および北米三菱商事会社に出向。国内外の M&A や企業組織再編のほか、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、情報管理、ブランド戦略、保険等に関連する企業法務一般を幅広く扱う。情報管理関連では、個人情報や営業秘密、知財、インサイダー取引規制等に関する法律問題や、AI・クラウドに絡む法律問題等についてアドバイスを提供している。情報法制学会会員。



いしかわ のりや  
**石川 智也**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[n\\_ishikawa@jurists.co.jp](mailto:n_ishikawa@jurists.co.jp)

2006年弁護士登録。2005年東京大学法学部卒業、2015年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2016年ミュンヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr 法律事務所ミュンヘンオフィスに出向、2017年ニューヨーク州弁護士登録。GDPR を初めとするグローバルでの個人情報保護法制・データ規制へのコンプライアンス対応について多くの日本企業にアドバイスを提供しており、関連する講演・執筆記事も多数。日本経済新聞社による「2019年に活躍した弁護士ランキング」の「データ関連分野」で、総合ランキング 1位(企業票+弁護士票)。情報法制学会会員、Certified Information Privacy Professional/Europe(CIPP/E)。2020年にドイツのフランクフルト・デュッセルドルフに開設予定の西村あさひ法律事務所欧州拠点の代表に就任予定。



かわい ゆうこ  
**河合 優子**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[y\\_kawai@jurists.co.jp](mailto:y_kawai@jurists.co.jp)

2006年弁護士登録。2013年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014年ニューヨーク州弁護士登録。M&A、ジョイントベンチャー、各国データ関連法制への対応、ライセンス、電子商取引、株主総会対応その他企業法務全般について、クロスボーダー案件を中心に数多く担当。日本の個人情報保護法制については、多国籍企業を含む国内外の企業・組織をクライアントとし、データの域外移転、M&A に伴うデータの取扱い、医療・遺伝子関連データの取扱い等、多岐に渡る問題点について、多くのアドバイスを継続的に提供。情報法制学会会員。一般社団法人遺伝情報取扱協会監事。



むらた とも のぶ  
**村田 知信**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[to\\_murata@jurists.co.jp](mailto:to_murata@jurists.co.jp)

2010年弁護士登録、2018年カリフォルニア大学ロサンゼルス校ロースクール卒業(LL.M.)後、ロンドンの知財ファームである Bristows LLP に出向。2019年から2020年にかけてホーチミンオフィスで勤務し、ベトナム、タイ、シンガポール等を含む東南アジアのサイバーセキュリティ、データ保護等の IT 関連規制や IT・知的財産に係る取引・紛争を中心にアドバイスを提供している。基本/応用情報技術者試験合格、情報処理安全確保支援士登録(2019年)。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: [info@jurists.co.jp](mailto:info@jurists.co.jp) URL: <https://www.jurists.co.jp>